

第4章

良好な景観づくりの ための行為の制限

(法 第8条 第2項 第2号)

第1節 行為の制限について

各区域・地区の景観形成にあたっては、「景観形成に関する方針」に基づく各種取り組みを進めるとともに、周囲の景観への影響が特に大きいと想定される行為（後述、以下景観形成行為）については、「届出制度」による景観誘導を行います。

具体的には、景観形成行為を行う区域・地区の「景観形成に関する方針」及び「景観形成基準」に沿った計画・設計に努め、行為着手の30日以上前の届出^{※1}が必要になります。届出された内容は、市による適合判定審査が行われ、景観形成基準に不適合と判断される場合には、助言・指導・勧告等による景観誘導を図ります。

なお、届出を行わずに景観形成行為に着手した場合には、罰則が適用される可能性があります。また、なるべく早期の段階での届出や、必要に応じて事前相談を行うことが望まれます。

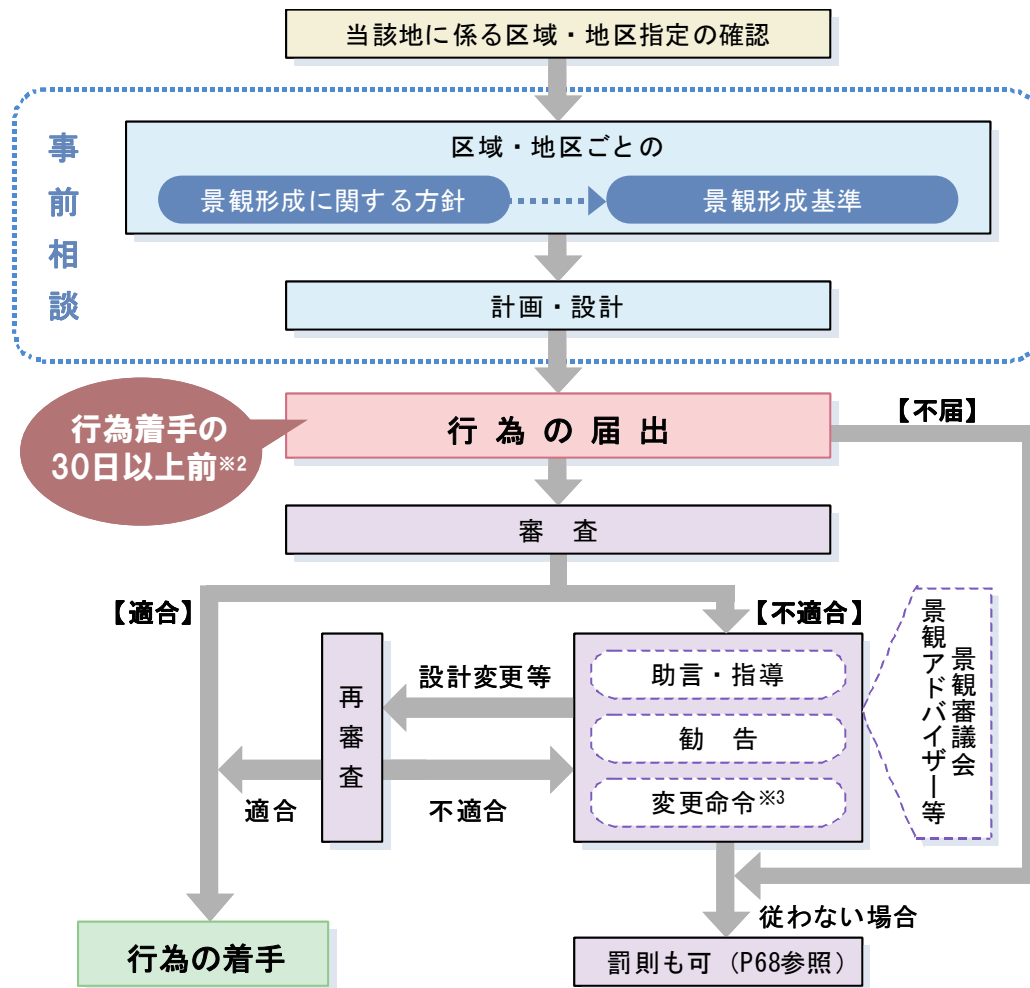


図. 行為の届出から着手までの流れ

- ※1 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、通知が必要になります。
- ※2 市長は、届出に係る行為が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合には、期間を短縮することができます。
- ※3 変更命令は、特定届出対象行為として条例で定める建築物・工作物の形態・色彩等の意匠の制限が対象となります。

第2節 届出対象行為

第1項 届出の対象となる行為

景観計画区域及び重点地区において、以下の行為を行う場合には、あらかじめ届け出が必要になります。

表. 景観計画区域における届出対象行為及び規模

景観形成行為	重点地区	重点地区以外の景観計画区域	
		市街地区域	農山漁村区域
① 建築物	新築、増築、改築若しくは移転	■延べ面積 10 m ² 以上のもの。	■延べ面積 100 m ² 以上のもの。
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	■上記のもので、公共の用に供する土地 ^{※3} に面する各壁面若しくは屋根面 ^{※4} の1/4以上のもの。	■上記のもので、公共の用に供する土地 ^{※3} に面する各壁面若しくは屋根面 ^{※4} の1/2以上のもの。
② 工作物 ※1	新築、増築、改築若しくは移転	■高さ 1.0m 以上のもの。	■高さ 10.0m 以上のもの。
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	■上記のもので、公共の用に供する土地 ^{※3} に面する外観 ^{※4} の1/4以上のもの。	■上記のもので、公共の用に供する土地 ^{※3} に面する外観 ^{※4} の1/2以上のもの。
③ 開発行為	■面積 500 m ² 以上のもの。		
④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	■切土、盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが 3m、かつ長さが 30m 以上のもの。		
⑤ 木竹の伐採	■高さ 7.0m 以上、又は長さ 10.0m 以上の木竹の伐採。	■面積 300 m ² 以上の土地における木竹の伐採。	■面積 1,000 m ² 以上の土地における木竹の伐採。
⑥ 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	■高さが 3.0m 以上のもの。 ■堆積に係る土地の面積が 300 m ² 以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のももの。		
⑦ 水面の埋立て又は干拓	■面積 1,000 m ² 以上のもの。		
⑧ 特定照明 ^{※2}	■以下のすべてに該当するもの。 ・届出対象となる規模を持つ建築物及び工作物に対して行われるもの。 ・特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更。 ・照明期間が 60 日以上のももの。		

※1 届出の対象とする工作物は、建築基準法に規定されている以下のものとします。

- a. 擁壁、門、さく、塀等
- b. 煙突
- c. 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等
- d. 広告塔・広告板、装飾塔、記念塔等
- e. 高架水槽、サイロ、物見塔等
- f. 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等
- g. 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等

※2 特定照明とは、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明。

※3 公共の用に供する土地とは、不特定多数の人が自由に利用できる道路などの公共施設等。

※4 壁面、屋根面、外観は、それぞれの鉛直投影面積、若しくは水平投影面積とします。

第2項 届出の対象外となる行為

前頁で定めた行為のうち、以下の行為は届出が不要となります。このほか、通常の管理行為や軽易な行為などは対象となりません。

表. 届出が不要となる行為

項目	届出が不要となる行為
建築物の建築等	設置の期間が60日を超えない仮設建築物の建築等（政令第8条第2号等）
	容易に望見できない場所につくられる建築物の建築等（政令第8条第1号等） ※地下に設ける建築物や道路等の公共の場所からは容易に見ることができず、通常、所有者等の限定された者のみしか見ることができない建築物 など
工作物の設置等	設置の期間が60日を超えない仮設工作物の設置等（政令第8条第2号等）
	容易に望見できない場所につくられる工作物の設置等（政令第8条第1号等） ※地下に設ける工作物や道路等の公共の場所からは容易に見ることができず、通常、所有者等の限定された者のみしか見ることができない工作物 など
木竹の伐採	木竹の伐採で次に掲げるもの（政令第8条第3号） ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ・仮植した木竹の伐採 ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
	農林漁業を営むために必要な木竹の伐採（政令第8条第4号ハ） ※森林の皆伐を除く
その他	他の法令による許可等を受けて行う行為 ※文化財保護法による重要文化財等の現状変更行為や修理の許可 など
	非常災害のために必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）
	法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（政令第8条第4号イ）
	その他景観法第16条第7項に掲げる行為 ※景観重要建造物や景観重要公共施設の規定による許可を受けて行う行為 など

【行為の制限に係る罰則について】

- 変更命令に違反したものの、又は相当の期限を定めての原状回復命令等にも違反したものは、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります（景観法第101, 102条）。
- 景観計画区域内において、届出をせずに行為に着手したものの、又は虚偽の届出をしたものは、30万円以下の罰金に処されることがあります（景観法第102条）。
- 行為の着手の制限に違反して、景観行政団体が届出を受理した日から30日の期間を経ずに届出に係る行為に着手したものは、30万円以下の罰金に処されることがあります（景観法第102条）。

ただし、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、期間を短縮することができます。

第3節 各区域・地区の景観形成基準

第1項 景観形成基準とは

本市では、魅力的な景観の形成を推進するため、各景観計画区域及び重点地区の特性に応じた景観形成基準を定めます。

なお、本基準は、本市における景観形成の指針となるものであり、景観形成行為を行う際には、前述の届出対象規模に関わらず本基準の内容に配慮するものとします。

(1) 背景となる景観的特色の尊重

村上らしい景観は、豊かな自然環境の営みと受け継がれてきた歴史を背景として、現在の暮らしや生業が積み重ねられて形成されていくものです。そのため、これらの自然、市街地、歴史、文化、暮らし等の背景となる景観を十分に考慮し、周囲と一体となった魅力ある景観を創り、育てていくことが重要です。

(2) 定量的基準と定性的基準

良好な景観は、まち並みの連続性や周辺環境との調和など、個々のデザインや意匠だけではない周囲との関係性が大きく影響します。そのため、具体的な数字や値等による定量的な基準とともに、個々の性質や周囲との関係性によって判断ができる定性的な基準を設け、統一感のある景観の形成を目指します。

(3) 建築物の「規模・輪郭」と「形態意匠」（まち並みの「統一」と「画一」）

まち並み景観は、地域の歴史や文化を継承するとともに、新たな地域固有の景観として育てていくことが重要です。そのため、個々の建築物に対しての統一感を重視する「規模・輪郭」と、個性を創出する要素である「形態意匠」の2段階で捉えます。遠景と近景でメリハリを与え、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないような魅力的な景観の形成を目指します。

(4) 基調色（ベースカラー）と強調色（アクセントカラー）

色彩は外観に使用する面積の割合により、「基調色」と「強調色」の大きく2つに分類することができます。外観の大部分を占める「基調色」は定量的な基準値を定めますが、「強調色」については基準値を設けず、基調色や周辺景観とのバランス等に配慮した色彩検討が必要です。

なお、色彩を正確かつ客観的に表すための尺度として、色相、明度、彩度という3つの属性の組み合わせによる「マンセル表色系」を使用しています（P102 参照）。

※重点地区の景観形成基準では、地区の建築物の大半を占める一般住宅の伝統的な様式を「基本」として、個々の項目の基準を設定しています。そのため、用途の違いにより外観が大きく異なる建物や公益上又は機能上やむを得ない場合等においては、必ずしも本基準の遵守を求めるものではなく、個別協議により、地区に適した意匠を検討していきます。
また、基準の「～努める」とは、可能な限り基準に配慮していただきたいという“努力義務”を示すものであり、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第2項 景観計画区域の景観形成基準

1 一般市街地区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準												
建築物	規模・輪郭	配置	・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。											
		高さ※	・高さは原則 13m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・できる限り、隣接する建物の高さに揃えるように努める。											
		屋根形態	・周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。											
	形態意匠	屋根の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-
			色相	明度	彩度									
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下									
	禁止色	-	-	6.0 以上										
	外壁の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R~5Y</td> <td>3.0 以上 8.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R~5Y	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上
	色相	明度	彩度											
推奨色	10R~5Y	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下											
禁止色	-	-	6.0 以上											
細部意匠	・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。													
その他	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。												
	付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。												
	緑化	・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。												
工作物	門・垣・塀・柵	・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。												
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。												
	その他	・周辺景観との調和に配慮する。												

※ 第1・2種低層住居専用地域では、高さの限度を10mとする（用途地域による制限）。

【その他の行為】

項目		基準
開発行為	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に潤いを与えている屋敷林等のまとまった緑は、できる限り保全するように努め、やむを得ない場合には、必要最小限の伐採にとどめる。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

1-1 お城山眺望景観保全区域 ※一般市街地区域と重複する区域の基準

【基本的な考え方】

- 沿道の建物高さの統一や工作物等の集約により、通りからお城山への眺望景観を確保。
- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、壁面線やスカイラインを統一。
- 統一された中にも細部意匠等を工夫し、表情のある沿道景観を創出。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> 沿道からお城山への眺望景観を確保する。 隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> 沿道からお城山への眺望景観を妨げない高さにする。 できる限り近隣の建物との高さを揃え、スカイラインが統一されるように努める。 高さは原則 13m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 できる限り、隣接する建物の高さに揃えるように努める。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 素材・色彩等はお城山への眺望景観を阻害しないものとする。 周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下										
禁止色	-	-	6.0 以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 素材・色彩等はお城山への眺望景観を阻害しないものとする。 周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用するように努める。 基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R~5Y</td> <td>3.0 以上 8.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R~5Y	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R~5Y	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下												
禁止色	-	-	6.0 以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> 軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。 														

項目		基準	
項目	基準	附属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の附属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。
		付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。
		緑化	・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵	・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。	
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。	
	その他	・通りに面する部分に設置する場合には、周辺の建物等の壁面線より内側に設置するように努め、すっきりとした沿道景観の形成を図る。 ・周辺景観との調和に配慮する。	

※表中の灰色の文字は、一般市街地区域と同様の基準。

※【その他の行為】については、一般市街地区域と同様の基準とする。

2 村上駅前区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 主要な通りの沿道では、低層部の賑わいの連続と表情のあるまち並み景観を形成に努め、中高層部では周囲と調和した落ち着いた落ち着きのあるまち並み景観の形成に努める。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準															
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・高層となる場合には、周囲に圧迫感を与えないように配慮し、空地を十分に設けるように努める。 														
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは原則 25m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・眺望景観を妨げないように配慮する。 														
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。 														
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上
				色相	明度	彩度											
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下												
		禁止色	-	-	6.0 以上												
	外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>3.0 以上 8.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	推奨色	-	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上	
			色相	明度	彩度												
	推奨色	-	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下													
禁止色	-	-	6.0 以上														
その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。 															
	付帯設備 緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見えにくくなるよう配慮する。 ・敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。 															
工作物	門・垣・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。 															
	広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。 															
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。 															

【その他の行為】

項目		基準
開発行為	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に潤いを与えている屋敷林等のまとまった緑は、できる限り保全するように努め、やむを得ない場合には、必要最小限の伐採にとどめる。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

2-1 お城山眺望景観保全区域 ※村上駅前区域と重複する区域の基準

【基本的な考え方】

- 沿道の建物高さの統一や工作物等の集約により、通りからお城山への眺望景観を確保。
- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、壁面線やスカイラインを統一。
- 統一された中にも細部意匠等を工夫し、表情のある沿道景観を創出。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> 沿道からお城山への眺望景観を確保する。 隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 高層となる場合には、周囲に圧迫感を与えないように配慮し、空地を十分に設けるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> 沿道からお城山への眺望景観を妨げない高さにする。 できる限り近隣の建物との高さを揃え、スカイラインが統一されるように努める。 高さは原則 25m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 眺望景観を妨げないように配慮する。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 素材・色彩等はお城山への眺望景観を阻害しないものとする。 周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下										
禁止色	-	-	6.0 以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 素材・色彩等はお城山への眺望景観を阻害しないものとする。 周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用するように努める。 基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>3.0 以上 8.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	-	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下												
禁止色	-	-	6.0 以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> 主要な通りの沿道では、低層部の賑わいを創出し、連続するように努める。 軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観の形成に努める。 高層となる場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、周囲に圧迫感を与えないように配慮する。 														

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。
		付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるよう配慮する。
		緑化	・敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵	・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。	
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。	
	その他	・通りに面する部分に設置する場合には、周辺の建物等の壁面線より内側に設置するように努め、すっきりとした沿道景観の形成を図る。 ・周辺景観との調和に配慮する。	

※表中の灰色の文字は、村上駅前区域と同様の基準。

※【その他の行為】については、村上駅前区域と同様の基準とする。

3 瀬波温泉区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 主要な通りの沿道では、低層部の賑わいの連続と表情のあるまち並み景観を形成に努め、中高層部では周囲と調和した落ち着いた落ち着きのあるまち並み景観の形成に努める。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準												
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・高層となる場合には、周囲に圧迫感を与えないように配慮し、空地を十分に設けるように努める。 											
		高さ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・高さはA地区で40m以下、B地区で30m以下※1を原則とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ※新潟県立自然公園第2・3種特別地域では、高さの限度を13mとする（県立自然公園による制限）。 ・眺望景観を妨げないように配慮する。 											
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。 											
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1" data-bbox="606 1691 1316 1803"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-
		色相	明度	彩度										
推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	6.0以上											
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1" data-bbox="606 1904 1316 2016"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>3.0以上 8.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	3.0以上 8.0以下	4.0以下	禁止色	-	-	6.0以上	
	色相	明度	彩度											
推奨色	-	3.0以上 8.0以下	4.0以下											
禁止色	-	-	6.0以上											

※1 B地区に現存する建築物等が30mを超えている場合においては、当該建築物を既存の高さ及び容積の範囲内で建て替える場合に限り、この規定を適用しない。

項目			基準
建築物	形態意匠	細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な通りの沿道では、低層部の賑わいを創出し、連続するように努める。 ・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観の形成に努める。 ・高層となる場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、周囲に圧迫感を与えないように配慮する。
		その他	付属施設等
	付帯設備		<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。 	
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
開発行為	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土 採取・採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。 ・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に潤いを与えている屋敷林等のまとまった緑は、できる限り保全するように努め、やむを得ない場合には、必要最小限の伐採にとどめる。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

4 田園・農村区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	・周辺景観や自然環境との調和に配慮する。												
		高さ	・高さは原則 13m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・周囲の建物や自然景観と調和するように努める。												
		屋根形態	・できる限り勾配屋根にするとともに、周辺の自然景観との調和に配慮する。												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	4.0 以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下										
		禁止色	-	-	4.0 以上										
	外壁の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、落ち着いた色のある色彩を使用するように努めるとともに、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0 以上 6.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>- -</td> <td>6.0 以上 4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上	
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上												
細部意匠	・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。														
その他	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。													
	付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。													
	緑化	・道路境界や敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。													
工作物	門・垣・塀・柵	・周辺の自然景観との調和に配慮し、自然素材の門・垣・塀・柵等を設置するように努める。													
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。													
	その他	・周辺景観との調和に配慮する。													

【その他の行為】

項目		基準
開発行為	盛土・切土	・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土	・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	・皆伐はできる限り避けるとともに、既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめる。 ・地域を特色付けている樹種の伐採はできる限り避けるなど、伐採する樹種の選定に配慮するとともに、伐採後の木竹は放置せず、速やかに撤去する。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

5 海岸・漁村区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。												
		高さ	・高さは原則 13m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・周囲の建物や自然景観と調和するように努める。												
		屋根形態	・周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	4.0 以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下										
		禁止色	-	-	4.0 以上										
	外壁の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、落ち着いた色のある色彩を使用するように努めるとともに、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0 以上 6.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>- -</td> <td>6.0 以上 4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上	
		色相	明度	彩度											
	推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下											
禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上												
細部意匠	・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。														
その他	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。													
	付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。													
	緑化	・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。													
工作物	門・垣・塀・柵	・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。													
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。													
	その他	・周辺景観との調和に配慮する。													

【その他の行為】

項目	基準	
開発行為	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・皆伐はできる限り避けるとともに、既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめる。 ・地域を特色付けている樹種の伐採はできる限り避けるなど、伐採する樹種の選定に配慮するとともに、伐採後の木竹は放置せず、速やかに撤去する。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

6 森林・山村区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	・周辺景観や自然環境との調和に配慮する。												
		高さ	・高さは原則 13m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・周囲の建物や自然景観と調和するように努める。												
		屋根形態	・できる限り勾配屋根にするとともに、周囲の自然景観との調和に配慮する。												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	4.0 以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下										
		禁止色	-	-	4.0 以上										
	外壁の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、落ち着いた色のある色彩を使用するように努めるとともに、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0 以上 6.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>- -</td> <td>6.0 以上 4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上	
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上												
細部意匠	・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。														
その他	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。													
	付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。													
	緑化	・道路境界や敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。													
工作物	門・垣・塀・柵	・周囲の自然景観との調和に配慮し、自然素材の門・垣・塀・柵等を設置するように努める。													
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。													
	その他	・周辺景観との調和に配慮する。													

【その他の行為】

項目		基準
開発行為	盛土・切土	・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土	・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	・皆伐はできる限り避けるとともに、既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめる。 ・地域を特色付けている樹種の伐採はできる限り避けるなど、伐採する樹種の選定に配慮するとともに、伐採後の木竹は放置せず、速やかに撤去する。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

第3項 重点地区の景観形成基準

1 旧武家町地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置※1	<ul style="list-style-type: none"> ・前庭を設置し、建築物の周囲に空地を設けるように努める。 ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 												
		高さ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退する。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・寄棟・切妻・入母屋造の平入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 ・適度な軒の出を有するものとし、下屋の設置を基本とする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色※3等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上 6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・格子、戸袋等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 第1・2種低層住居専用地域では、外壁後退距離を1.0mとする（用途地域による制限）。

※2 第1・2種低層住居専用地域では、高さの限度を10mとする（用途地域による制限）。

※3 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準
建築物	その他	付属施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵 <ul style="list-style-type: none"> ・生垣を設置することを基本とし、困難な場合は竹・木質系の塀を設置する。 ・門を設置する場合には、腕木門を基本とする。 	
	広告物 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。 	
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。 	

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※4}



推奨する建築物の例^{※4}

※4 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

2 旧町人町・寺町地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・できる限り隣接する建物の軒線と揃えるように努める。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の平入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 ・適度な軒の出を有するものとし、庇の設置を基本とする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部を大きく設け、出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 	
	広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。 	

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

3 岩船地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の妻入又は平入等の伝統的な屋根形態を基本とし、周囲の建物に合わせる。 ・適度な軒の出やけらばの出を有するものとする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する(洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける)。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁(白壁等)等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R~5Y</td> <td>3.0以上6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R~5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R~5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下	禁止色	10R~5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R~5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R~5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 	
	広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。 	

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例※2



推奨する建築物の例※2

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

4 瀬波地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・できる限り隣接する建物の軒線と揃えるように努める。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の平入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 ・適度な軒の出を有するものとし、庇の設置を基本とする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部を大きく設け、出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例※2



推奨する建築物の例※2

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

5 海老江地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の妻入又は平入等の伝統的な屋根形態を基本とし、周囲の建物に合わせる。 ・適度な軒の出やけらばの出を有するものとする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

6 塩谷地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の妻入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 ・通りに面する部分は、できる限り平入の下屋を設置するように努める。 ・適度な軒の出やけらばの出を有するものとする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
	推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出格子、戸袋等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 	
	広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。 	

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

7 猿沢地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の妻入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 ・通りに面する部分は、できる限り平入の下屋を設置するように努める。 ・適度な軒の出やけらばの出を有するものとする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0以下	2.0以下										
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上 6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

8 小俣地区

【基本的な考え方】

- 地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。
- 配置、高さ、屋根形態等の「規模・輪郭」については、以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守する。
- 「形態意匠」については、個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。
- 基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮する。
- 魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本とする。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 												
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退。 ・高さは原則13m以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 												
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造の妻入又は平入等の伝統的な屋根形態を基本とし、周囲の建物に合わせる。 ・適度な軒の出やけらばの出を有するものとする。 												
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する（洋瓦等の歴史的まち並みに馴染まないものは避ける）。 ・色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-	4.0以上
			色相	明度	彩度										
		推奨色	-	4.0以下	2.0以下										
禁止色	-	-	4.0以上												
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 ・色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色^{※1}等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0以上6.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0以上 4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0以上6.0以下	4.0以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0以上 4.0以上												
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出格子、戸袋、せがい等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 														

※1 生地色は自然素材等の着色していないもので、経年による着色の変化が生じるため、施工時点での推奨色・禁止色の対象外とする。

項目		基準	
建築物	その他	付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 	
	広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。 	

【その他の行為】

項目		基準
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

※上記以外の行為は、景観計画区域と同様とする。



推奨する建築物の例^{※2}



推奨する建築物の例^{※2}

※2 重点地区の写真は、全体として推奨する建築物の一例として提示しているものであり、各項目で目指す基準とは限りません。

■色彩基準について

本市では、色彩を正確かつ客観的に表すための尺度として、JIS（日本工業規格）によって規定され、国際的に広く普及している「マンセル表色系」を使用しています。

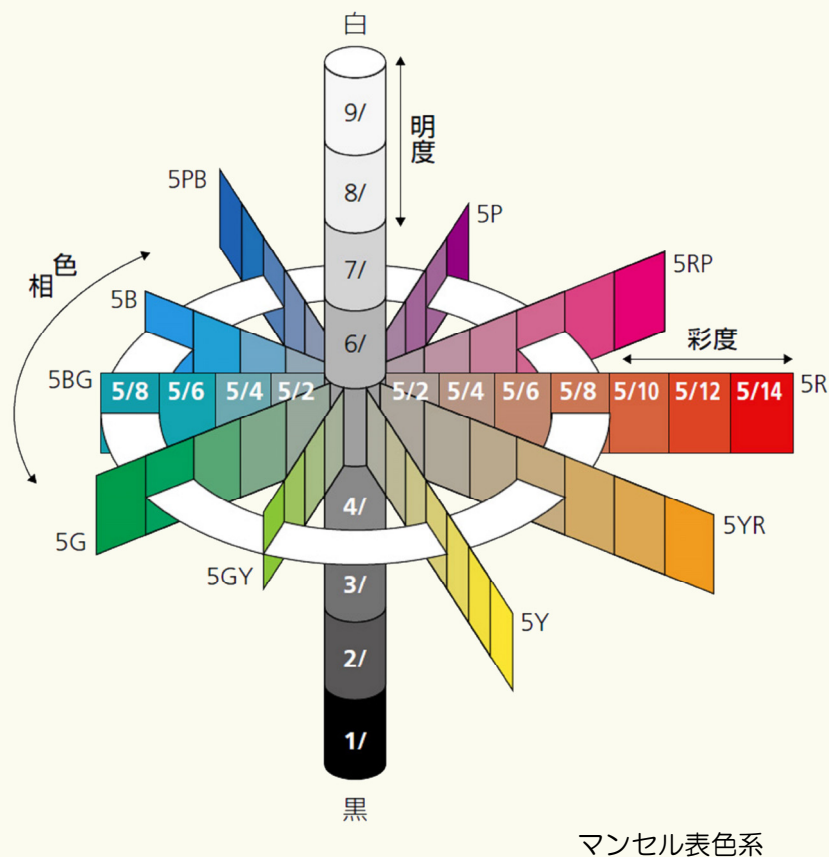
マンセル表色系では、一つの色彩を「色相」、「明度」、「彩度」という三つの属性の組み合わせによって表します。

【色相】色合いの違いを表します。R(赤), Y(黄), G(緑), B(青), P(紫)とその中間色の YR(黄赤), GY(黄緑), BG(青緑), PB(青紫), RP(赤紫)の計 10 種と、その度合いを 0~10 で組み合わせ、5R、10YR のように示します。

【明度】色の明るさの度合いを表します。0~10 の数値で示し、小さいほど暗く、大きいほど明るくなります。

【彩度】色の鮮やかさの度合いを表します。0~16 の数値で示し、鮮やかな色ほど数値が大きくなりますが、最大の数値は色相によって異なります。白・黒などの無彩色は 0 となります。

これら三つの属性を色相、明度、彩度の順に並べたものがマンセル記号です。

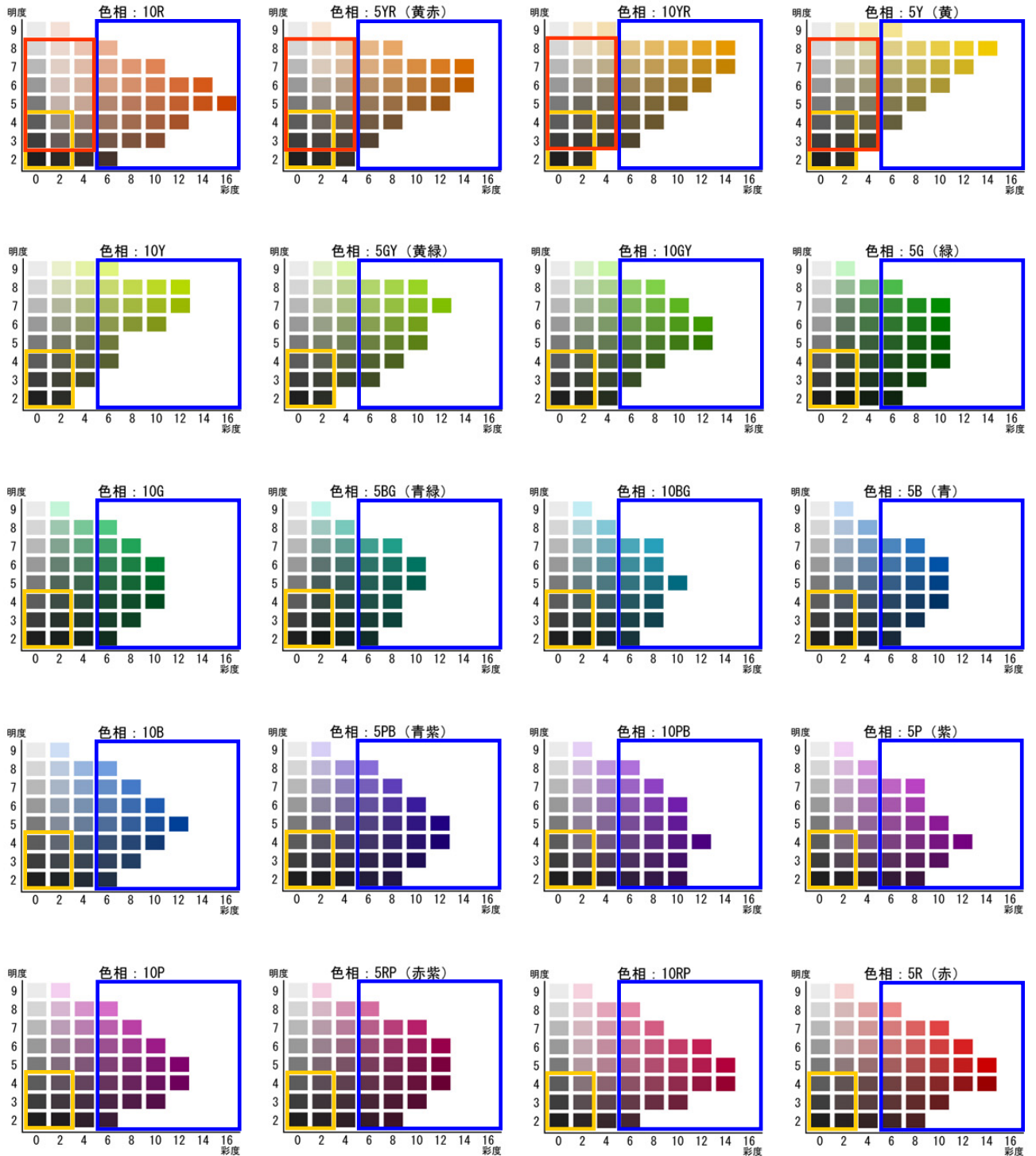


※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。

【参考：色彩基準のイメージ】


①一般市街地区域

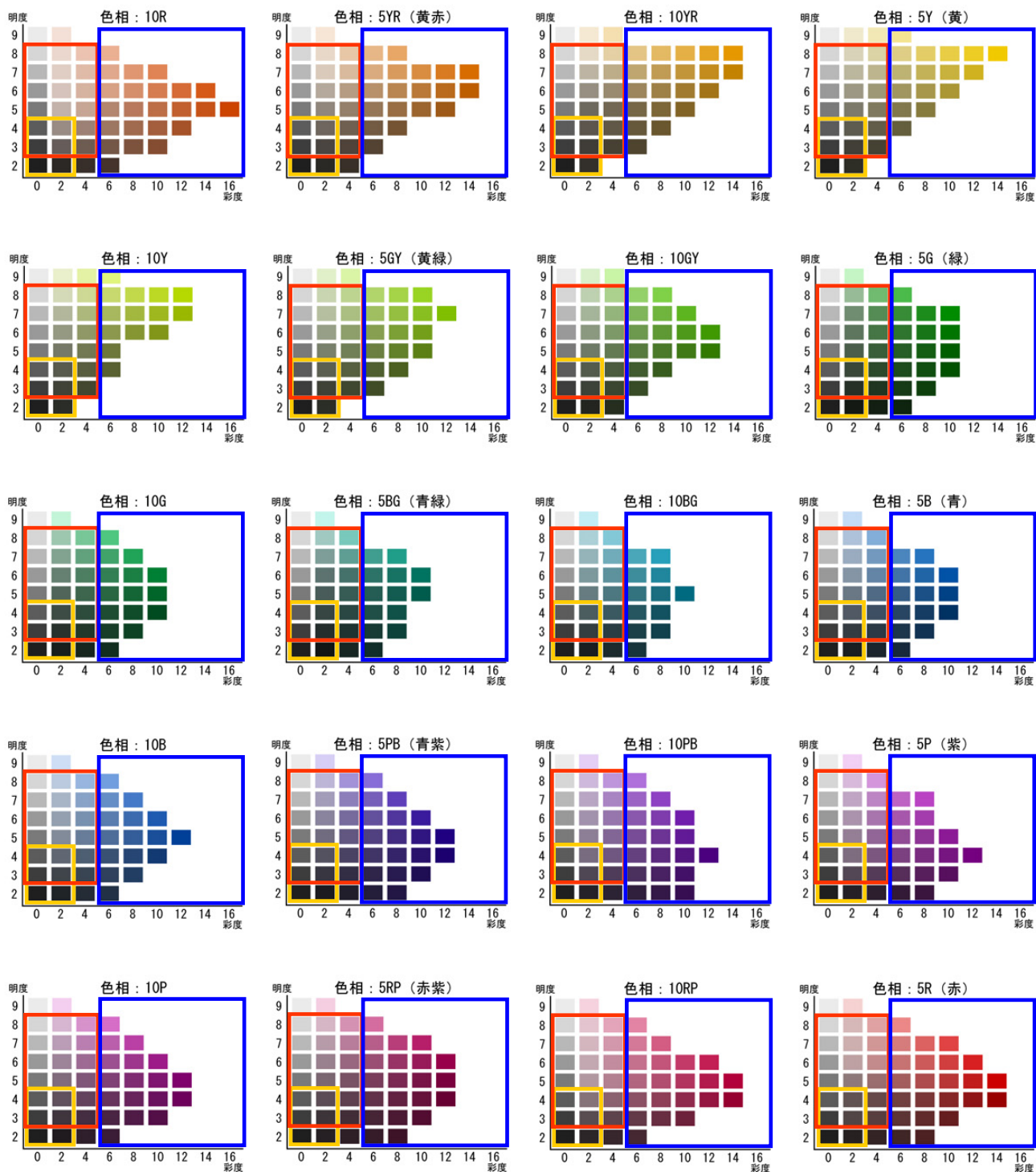
		色相	明度	彩度	凡例
推奨色	屋根	-	4.0 以下	2.0 以下	
	外壁	10R～5Y	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	
禁止色	屋根・外壁	-	-	6.0 以上	



※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。


②村上駅前区域及び瀬波温泉区域

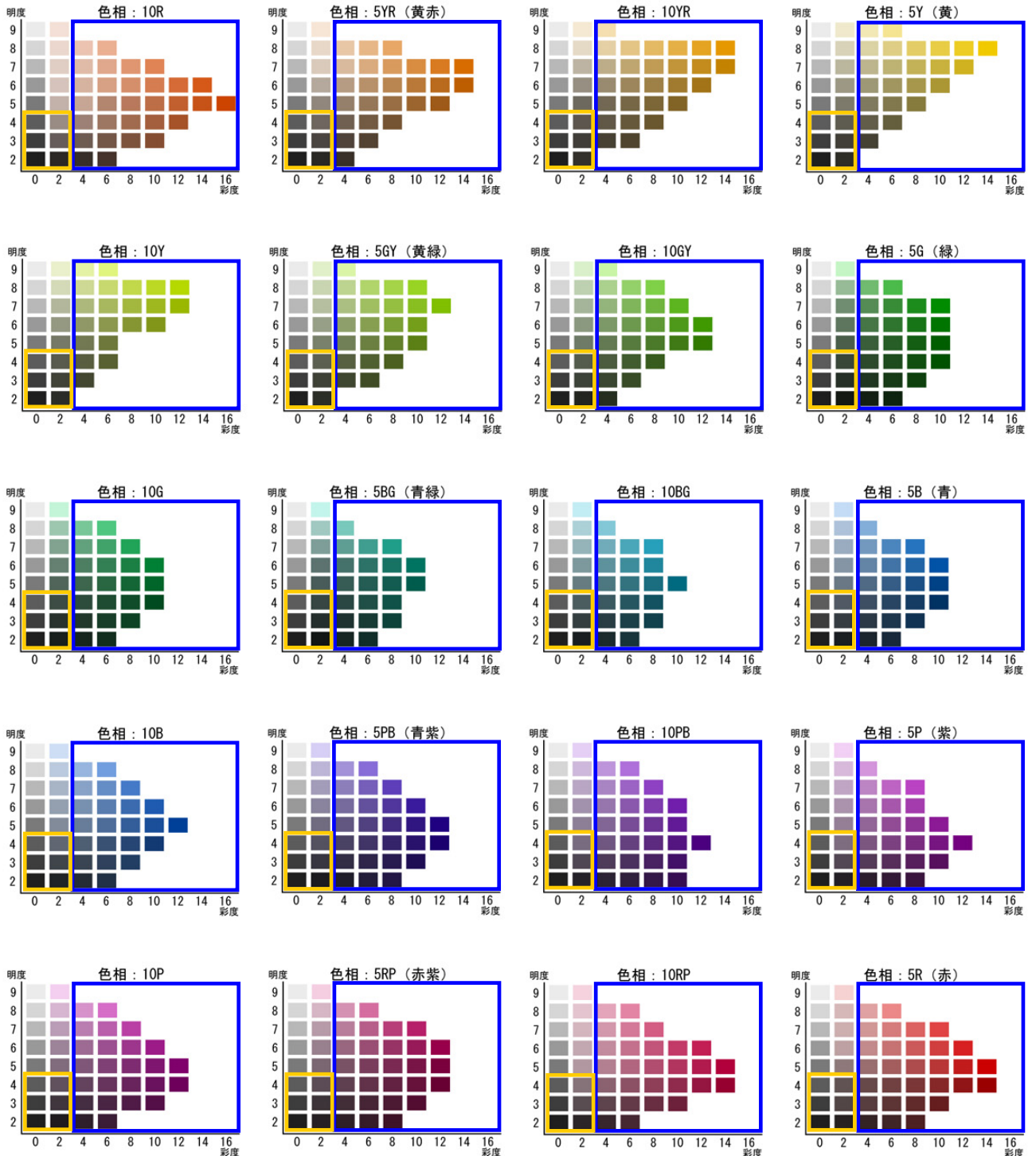
		色相	明度	彩度	凡例
推奨色	屋根	-	4.0 以下	2.0 以下	
	外壁	-	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	
禁止色	屋根・外壁	-	-	6.0 以上	



※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。

③-1 自然環境区域及び重点地区【屋根】

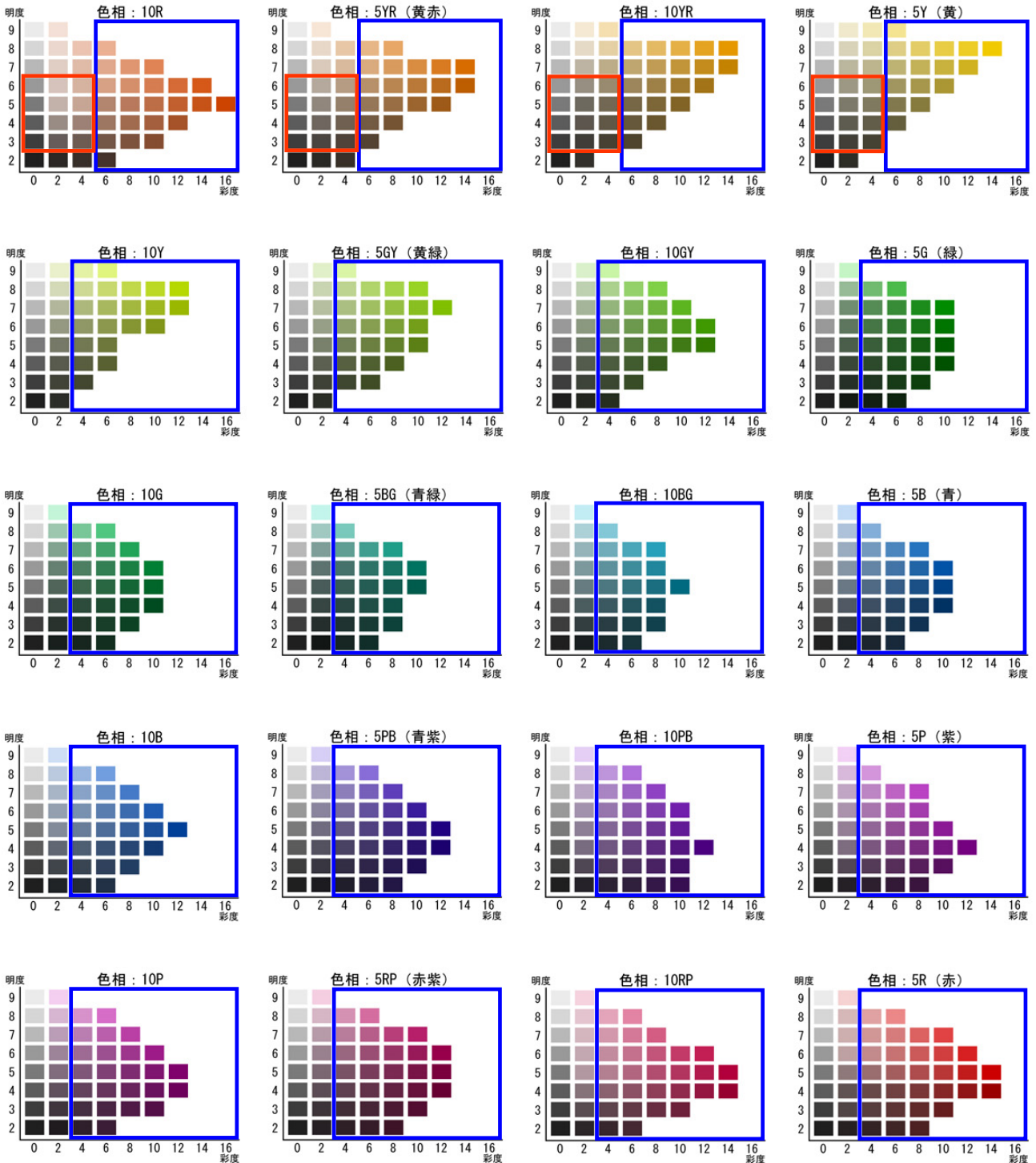
		色相	明度	彩度	凡例
推奨色	屋根	-	4.0 以下	2.0 以下	
禁止色		-	-	4.0 以上	



※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。

③-2 自然環境区域及び重点地区【外壁】

		色相	明度	彩度	凡例
推奨色	外壁	10R～5Y	3.0以上 6.0以下	4.0以下	
禁止色		10R～5Y 上記以外	- -	6.0以上 4.0以上	



※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。